

厚生労働省老健局振興課

給付と事業について

(予防給付の地域支援事業移行関係)

給付：利用者一人一人に対して一定の要件のもと、原則全国一律のサービスの提供を行うもの

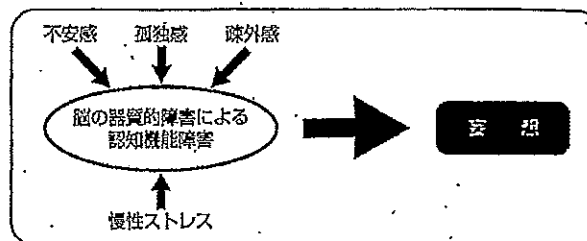
事業：市町村が責任主体として、地域の資源の状況や利用者のニーズ等を踏まえ実施するもの

	症状	原因	ケアの視点
尿失禁に関連する不潔行為	トイレに間に合わないことによる尿失禁	一般の高齢者と同様の尿失禁	予防的介護とプライドを尊重したケア
	場所を間違える場合	場所の見当識障害	トイレが認知できるような工夫と配慮
	衣服を脱ぐことができないことによる失禁	ADLやIADLの低下、着衣失行	着衣の工夫、言葉かけによる介助、介護者による介助
	尿で汚れた下着を隠す行為	羞恥心や失敗をとりつくり行為	プライドを尊重したケアと予防的介護
便失禁に関連する不潔行為	トイレに間に合わないことによる便失禁	一般の高齢者と同様の便失禁	予防的介護とプライドを尊重したケア
	排便時に自分の便をいじる	便秘の可能性	便秘のコントロールと予防的介護
	排便行為① 便をいじる行為	認知機能障害、知覚機能障害、不潔な状況の放置	排便パターンのコントロール、排便後の迅速な処置
	排便行為② 便をほかの物と間違える	認知機能障害、知覚機能障害、誤認など	混乱の誘発を避け、騒がずにさりげなく処置する
その他の不潔行為	便で汚れた下着を隠す行為	羞恥心や失敗をとりつくり行為	プライドを尊重したケアと予防的介護
	ごみを集める行為や腐敗した食品のため込み等	認知機能障害、病前の習慣の先鋭化、過去の仕事の再現など	予防的介護行為を責めたり問いただしたりせず、介護者がごみや腐敗物を処理する視点

表1 言語的攻撃性と身体的攻撃性

言語的攻撃性のある行動	身体的攻撃性のある行動
<ul style="list-style-type: none"> ・大声で叫ぶ。 ・ののしる。 ・かんしゃくをおこす。 ・奇妙な声を出す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・たたく。 ・押す。 ・ひっかく。 ・物をつかむ。 ・人をつかむ。 ・ける、かむ。

図7 認知症の人に見られる妄想の原因



資料出所：加藤伸司著「妄想」『福祉キーワードシリーズ 痴呆ケア』中央法規出版、2003年、p.21

(1) 穏やかな対応となじみの関係をつくる

わたしの顔を見たら声をかけてください。あいさつをしてくれば、少し安心できます。

上のほうから声をかけられると、責められている気分になります。そして、早口でいわれると、不安になって逃げたくなるのです。
そんなに一度にいわれたら、しかられたり、責められたりしている気分になり、落ち着かなくなるのです。



認知症の利用者とのコミュニケーションのポイントについて学びましょう。

(4) 感情を大切に、自尊心を高める

強制されると大きな声が出てしまうし、その場から逃げたくて歩くのです。説明されても、「いやだ」という言葉が出ないので、だから「ほっといて」と暴力が出るのです。



認知症の利用者とのコミュニケーションのポイントについて学びましょう。

(3) その人のペースに合わせて、わかりやすい言葉とやさしい態度で接する

そんなに一度にいわれたら、しかられたり、責められたりしている気分になり、落ち着かなくなるのです。そんなに一度にいわれても、わたしには理解できないのです。わたしは順序立てて話せないし、なにもできないのです。



認知症の利用者とのコミュニケーションのポイントについて学びましょう。

(5) 人生の物語を大切に、共感をもって接する

わたしの顔を見て、手をとって、ゆっくり話してくれるとホッとするのです。



認知症の利用者とのコミュニケーションのポイントについて学びましょう。

表3 早期発見につながる変化

① 「人が変わった」と感じる。
② 物事に興味を示さない。
③ 人を避けるようになる。
④ 話の内容が乏しくなる。
⑤ 「あれ」「それ」といった代名詞が多くなる。
⑥ 失敗が多くなる。
⑦ 悪い積をする。
⑧ 同じことを何度もする。
⑨ 外出をきらう。
⑩ だらしくなる。

訪問介護員（ホームヘルパー）の養成について

- 訪問介護とは、介護福祉士等が要介護者の自宅を訪問して行う、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活の世話（介護保険法第8条第2項等）。
- 訪問介護のサービスは、介護福祉士のほかに、都道府県知事が行う（または都道府県知事が指定する者が行う）介護員養成研修の修了者により、利用者の日常生活全般の状況等を踏まえ、サービスの目標と具体的内容等を定めた訪問介護計画にもとづいて行われる。

介護職員初任者研修の概要

課程	概要	時間
介護職員初任者研修	在宅・施設を問わず、介護に従事する者が行う業務全般に必要な基本的な知識・技術の習得	130時間

(参考)平成24年度までの介護員養成研修概要

課程	概要	時間
介護職員基礎研修	介護に従事する者が行う業務全般に関する専門的な知識及び技術の習得	500時間
訪問介護員1級研修	主任訪問介護員が行う業務に関する知識及び技術の習得(2級研修修了者が対象)	230時間
訪問介護員2級研修	訪問介護員が行う業務に関する知識及び技術の習得	130時間

(参考)訪問介護員従事者数

	総数		
	常勤	非常勤	
介護福祉士	121,585	60,682	60,903
基礎研修修了者	10,355	6,654	3,701
1級研修修了者	16,519	6,997	9,522
2級研修修了者	269,621	44,921	224,700
その他(注)	4,595	2,537	2,058
合計	422,675	121,791	300,884

(注)看護師、准看護師、職種不詳を含む

【出典】厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査」(平成24年10月1日現在)

279

介護職員初任者研修の概要

- 【目的】
介護職員初任者研修は、介護に従事する者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術を身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的として行われる。
- 【実施主体】
都道府県又は都道府県知事の指定した者。
- 【対象者】
訪問介護事業に従事しようとする者、もしくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者。

カリキュラム(講義と演習を一体的に実施)

科目	時間数	通信教育時間
1. 職務の理解	6時間	0時間
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	9時間	7.5時間
3. 介護の基本	6時間	3時間
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9時間	7.5時間
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6時間	3時間
6. 老化の理解	6時間	3時間
7. 認知症の理解	6時間	3時間
8. 障害の理解	3時間	1.5時間
9. ところとからだのしくみと生活支援技術	7.5時間	12時間
10. 振り返り	4時間	0時間
合計	130時間	40.5時間

※別途、修了評価を実施(1時間)

平成 24 年 3 月 28 日老振発 0328 第 9 号「介護員養成研修の取扱細則について」
 (介護職員初任者研修関係) (別添) 各科目の到達目標、評価、内容から抜粋

7. 認知症の理解 (6 時間)

(1) 到達目標・評価の基準

ね ら い	<p>介護において認知症を理解することの必要性に気づき、認知症の利用者を介護する時の判断の基準となる原則を理解している。</p>
修 了 時 の 評 価 ポ イ ン ト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症ケアの理念や利用者中心というケアの考え方について概説できる。 ・ 健康な高齢者の「物忘れ」と、認知症による記憶障害の違いについて列挙できる。 ・ 認知症の中核症状と行動・心理症状 (BPSD) 等の基本的特性、およびそれに影響する要因を列挙できる。 ・ 認知症の心理・行動のポイント、認知症の利用者への対応、コミュニケーションのとり方、および介護の原則について列挙できる。また、同様に、若年性認知症の特徴についても列挙できる。 ・ 認知症の利用者の健康管理の重要性と留意点、廃用症候群予防について概説できる。 ・ 認知症の利用者の生活環境の意義やそのあり方について、主要なキーワードを列挙できる。 例：生活習慣や生活様式の継続、なじみの人間関係やなじみの空間、プライバシーの確保と団らんの場の確保等、地域を含めて生活環境とすること ・ 認知症の利用者とのコミュニケーション (言語、非言語) の原則、ポイントについて理解でき、具体的な関わり方 (良い関わり方、悪い関わり方) を概説できる。 ・ 家族の気持ちや、家族が受けやすいストレスについて列挙できる。

(2) 内容例

指 導 の 視 点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の利用者の心理・行動の実際を示す等により、認知症の利用者の心理・行動を実感できるよう工夫し、介護において認知症を理解することの必要性への気づきを促す。 ・ 複数の具体的なケースを示し、認知症の利用者の介護における原則についての理解を促す。
-----------------------	---

内 容	<p>1. 認知症を取り巻く状況 認知症ケアの理念 ○パーソンセンタードケア、○認知症ケアの視点（できることに着目する）</p> <p>2. 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 認知症の概念、認知症の原因疾患とその病態、原因疾患別ケアのポイント、健康管理 ○認知症の定義、○もの忘れとの違い、○せん妄の症状、○健康管理（脱水・便秘・低栄養・低運動の防止、口腔ケア）、○治療、○薬物療法、○認知症に使用される薬</p> <p>3. 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 （1）認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴 ○認知症の中核症状、○認知症の行動・心理症状（BPSD）、○不適切なケア、○生活環境で改善 （2）認知症の利用者への対応 ○本人の気持ちを推察する、○プライドを傷つけない、○相手の世界に合わせる、○失敗しないような状況をつくる、○すべての援助行為がコミュニケーションであると考え、○身体を通じたコミュニケーション、○相手の様子・表情・視線・姿勢などから気持ちを洞察する、○認知症の進行に合わせたケア</p> <p>4. 家族への支援 ○認知症の受容過程での援助、○介護負担の軽減（レスパイトケア）</p>
--------	---

認知症予防へ向けた運動プログラム

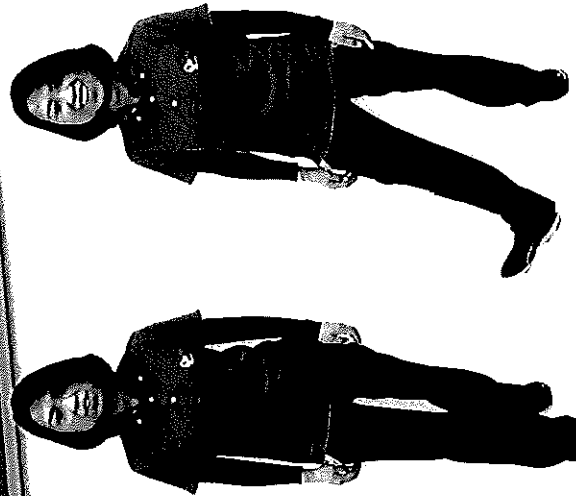
足踏み



① 一定のリズムで足踏みしましょう

② 3の倍数は手をたたきましょう

マルチステップ



① 右足前、左足前、右足横、左足横の順にステップします

② 3の倍数は手をたたきましょう



コグニサイズは運動と認知トレーニングを組み合わせた新しい運動方法です。具体的には、足踏みやステップをしながら計算をします。まずは「3」の倍数からはじめましょう。数をかぞえながらステップしますが、「3」の倍数のステップ時には、数をかぞえるのではなく、手を叩くようにしてください。慣れてきたらステップを速く、または大きくしたり、左足からステップをはじめると難しくなるので挑戦してみてください。

通所介護（デイサービス）の概要

厚生労働省 老健局
平成26年4月24日

「通所介護」とは、利用者（要介護者等）を老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行うものをいう。

通所介護サービスを提供するために必要な職員・設備等は次のとおり

○ 人員基準

生活相談員	事業所ごとにサービス提供時間に応じて専従で1以上
看護職員	単位ごとに専従で1以上
介護職員	① 単位ごとにサービス提供時間に応じて専従で次の数以上（常勤換算方式） ア 利用者の数が15人まで 1以上 イ 利用者の数が15人を超す場合 アの数に利用者の数が1増すごとに0.2を加えた数以上 ② 単位ごとに常時1名配置されること ③ ①の数及び②の条件を満たす場合は、当該事業所の他の単位における介護職員として従事することができる
機能訓練指導員	1以上
生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤	

※定員10名以下の事業所の場合は看護職員又は介護職員のいずれか1名の配置で可

○ 設備基準

食堂	それぞれ必要な面積を有するものとし、その合計した面積が利用定員×3.0㎡以上
機能訓練室	
相談室	相談の内容が漏えいしないよう配慮されている

※事業所数：38, 768（平成26年1月現在）

訪問介護（ホームヘルプ）の概要

定義

「訪問介護」とは、訪問介護員等（※）が、利用者（要介護者等）の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を提供するものをいう。

※「訪問介護員等」

介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、
旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級又は旧2級課程修了者をいう。

必要となる人員・設備等

訪問介護サービスを提供するために必要な職員は次のとおり

訪問介護員等	常勤換算方法で2.5人以上
サービス提供責任者（※）	訪問介護員等のうち、利用者の数40人に対して1人以上 (原則として常勤専従の者であるが一部非常勤職員でも可。) ※介護職員初任者研修修了者（旧2級訪問介護員相当）のサービス提供責任者を配置している場合は、所定単位数を10%減算。

※事業所数：30,882、利用者数：137万人（平成25年8月現在、出典：介護給付費実態調査月報）

認知症と思われる方で徘徊等で亡くなった事例

- 把握できた新聞記事（H25年9月～H26年4月分） 5例
- 介護度が判明しているもの うち2例
- 要支援・要介護度不明なもの うち3例

事例

○H25年9月27日 朝日新聞 朝刊

H19年12月 91歳 男性 愛知県大府市

家族が目を見送った隙に出かけ、列車にはねられ死亡

要介護度4

○H26年1月13日 毎日新聞 朝刊

H23年3月6日 75歳 女性 川崎市

家族が目を見送った隙に出かけ、列車にはねられ死亡

要介護度2

○H26年1月13日 毎日新聞

H23年10月 74歳 女性 西東京市 有料老人ホーム入所中

他の入所と共に散歩に出かけ、踏切内に入り、列車にはねられ死亡

要支援・介護度 不明

○H26年2月4日 毎日新聞 朝刊

H24年12月

84歳 男性 大阪市

散歩に出かけ、1週間後に9km離れた側溝で遺体で発見。側に自転車が有り。

要支援・介護度 不明（家族が認知症を疑い、本人に受診を勧めていた段階であった

ため要介護認定を受けていなかった可能性が高い。）

○H26年2月6日 毎日新聞 夕刊

H26年2月5日

84歳 男性 平塚市

自宅付近で家族と買い物中にはぐれ10km離れた場所で、列車にはねられ死亡。

要支援・介護度 不明

○解決までの期間

解決区分	発見までの期間 (認知)											総数		
	受理 当日	2日	8日	15日	1か月	3か月	6か月	1年	2年	3か月	6か月		1年	2年
発見	3,599	1,866	26	18	7	5	2	1	0					5,524
死亡確認	90	175	26	18	23	9	6	6	6					359
帰宅等確認	2,346	841	12	10	7	2	5	5	2					3,230
その他	228	97	1	2	2	0	0	2	33					365
合計	6,263	2,979	65	48	39	16	13	14	41					9,478

平成24年中の行方不明者の状況（認知症）

都道府県	受理総数	死亡確認
北海道	150	14
青森	31	2
岩手	36	6
宮城	46	4
秋田	59	3
山形	114	3
福島	157	14
警視庁	350	16
茨城	317	15
栃木	140	9
群馬	153	6
埼玉	146	11
千葉	232	12
神奈川	262	12
新潟	178	9
山梨	8	0
長野	120	14
静岡	116	9
富山	191	5
石川	76	3
福井	64	4
岐阜	243	7
愛知	735	19
三重	94	6
滋賀	134	4
京都	371	7
大阪	2,076	26
兵庫	1,146	14
奈良	172	8
和歌山	34	7
鳥取	19	1
島根	14	3
岡山	166	4
広島	221	4
山口	91	6
徳島	76	7
香川	117	5
愛媛	107	8
高知	28	4
福岡	357	10
佐賀	69	1
長崎	7	0
熊本	160	11
大分	47	3
宮崎	33	4
鹿児島	81	17
沖縄	63	2
合計	9,607	359

平成 24 年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等
に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果（抜粋）

(9) 虐待等による死亡事例

「介護している親族による、介護をめぐる発生した事件で、被介護者が 65 歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」のうち、平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日の間に発生し、市町村で把握している事例について情報提供を求めた。

ア. 事件形態、事件数及び被害者数

「養護者による被養護者の殺人」が 10 件 10 人、「養護者の介護等放棄（ネグレクト）による被養護者の致死」9 件 10 人、「養護者の虐待（ネグレクトを除く）による被養護者の致死」4 件 4 人、「心中」1 件 1 人、その他 2 件 2 人であり、合わせて 26 件 27 人であった。

イ. 被害者、加害者の性別及び続柄

被害者の性別は「男性」4 人（14.8%）、「女性」23 人（85.2%）であった。年齢は、「75-79 歳」と「90 歳以上」がそれぞれ 8 人（29.6%）、「80-84 歳」5 人（18.5%）、「70-74 歳」3 人（11.1%）、「85-89 歳」2 人（7.4%）、「65-69 歳」1 人（3.7%）の順である。

加害者の性別は「男性」20 人（74.1%）、「女性」7 人（25.9%）であり、続柄は、多い順に「息子」11 人（40.7%）、「娘」7 人（25.9%）、「夫」6 人（22.2%）、「孫」2 人（7.4%）、「その他」1 人（3.7%）であった。

平成 26 年 4 月 22 日
警察庁刑事局捜査支援分析管理官

殺人 被害者が 65 歳以上 介護・看病疲れ 検挙件数(件)

平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
19	34	32	46	38	27	36

注1 逮捕・送致時点の適用罪名に係る件数を表したものの。
2 未遂件数を含む。

介護・看病疲れを原因・動機とする自殺者数の推移(平成19年～25年)
(発見日ベース、全国)

平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	合計
265	273	285	317	326	292	268	2,026

注)遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としている。

7ヶ月